

XI 障害等のある入学志願者との事前相談について

障害がある等、受験上及び修学上の配慮を必要とする入学志願者は、出願に先立ち、あらかじめ本学と相談してください。

また、相談は志願者本人、保護者及び担任教員等、本人の状態を詳しく説明できる者が行ってください。

なお、相談の内容によっては対応に時間を要することもありますので、出願前のできるだけ早い時期に、相談してください。

特に、下表に相当する障害等のある者については、申出がなかった場合、受験の際、障害等の状態に応じた対応ができなくなる場合もありますので十分注意してください。下表から判断できない場合は、お問い合わせください。

区分	障害等の程度
視覚障害	両眼の視力がおおむね0.3未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの
聴覚障害	両耳の聴力レベルがおおむね60デシベル以上のもののうち、補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの
肢体不自由	<ul style="list-style-type: none">・肢体不自由の状態が補装具の使用によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの・肢体不自由の状態が上記に掲げる程度に達しないもののうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの
病弱	<ul style="list-style-type: none">・慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの・身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの
その他	上記以外で、受験上、修学上特別の配慮を必要とするもの (例) 発達障害 (ADHD, 自閉症等), パニック障害, 頻尿

また、医学部に関しては、心身の障害の程度により、卒業後の資格試験（国家試験）に合格しても「医師」「看護師」等の免許が交付されないことがあります。

関係法令等は、医学部ホームページ (<https://www.med.kagawa-u.ac.jp/>) を参照してください。

[1] 相談の方法

申請書（本学所定又は本学が必要とする内容が記されたもの、健康診断書等必要書類添付）を提出することとし、必要な場合は、本学において志願者又はその立場を代弁し得る出身学校関係者等との面談等を行います。

申請書の様式は、本学ホームページ (https://www.kagawa-u.ac.jp/admission/entrance_exam/admis-judge-2/) からダウンロードしてください。

[2] 問い合わせ先

香川大学入試課 ☎760-8521 高松市幸町1番1号 TEL (087) 832-1182